

体験プログラムの開発及び販売促進等に係る支援業務委託の仕様書等に関する質問回答書

	質問	回答
1	<p>昨年作られた体験プログラムの内容と、販売実績を教えてください。</p>	<p>昨年度は、県内事業者向けのセミナーを開催し、各事業者が行う体験プログラム（商品）の開発を支援しました。具体的には「生花店でのハーバリウム制作体験」「民宿でのカヌー体験」「寺院での写経体験」「観光施設での茶摘み体験」など計11件の体験プログラムが開発され、販売予約サイトに掲載されました。</p> <p>なお、開発・販売の主体は個々の事業者であるため、販売額等については県において仔細に把握していません。</p>
2	<p>体験プログラムを開発するエリアについて、特に重視されたいエリアがありますか。</p>	<p>本事業では、福岡都市圏等から県内への人流れを生み出すため、特にエリアを限定せずに、魅力的な体験プログラムの開発支援を行いたいと考えています。</p> <p>一方、販売面については、昨年度、長崎本線の沿線エリア（江北町、白石町、鹿島市、太良町）を中心に開発支援を行った関係から、今年度は、次の段階として、それらの開発案件について重点的に販売促進に取り組みたいと考えています。</p>
3	<p>業務（2）内：販路構築・拡大の支援をするために、昨年度事業で事業者様等が開発や磨き上げた体験プログラムの内容を参考としたいため、ご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>No.1と同様です。</p>
4	<p>業務（2）内：体験プログラムの開発や磨き上げに係る支援に対して、本事業外で事業者様等が活用できる補</p>	<p>県内事業者が、体験プログラムの開発や磨き上げを行う際に必要となる経費を支援するための補助金交付を予定しています。（1件50万円程</p>

	質問	回答
	助金等の制度はございますでしょうか。	度を想定) 補助対象者は別途公募・審査のうえ決定する予定ですが、本事業の開発等支援においても、事業者の補助金活用を促すなどしながら、進めていければと考えています。
5	上記(質問 No.4)について、制度がない場合に、本事業内で、開発や磨き上げに係る支援金を、受託後、佐賀県様と内容を協議の上、計上することは可能でございませうでしょうか。	No.4 のとおり、補助金の交付を予定しています。
6	業務(3)内: 既に体験プログラムを提供している事業者様等の販路構築・拡大を支援とありますが、「既に」の定義は、本事業で開発された体験プログラムという理解でよろしいでしょうか? 別の定義であれば、ご教示いただくことは可能でしょうか。	支援対象は限定していません。 本事業で開発された体験プログラムに限らず、市場に流通するプログラムについては、販売面の支援対象とするという趣旨です。
7	プロポーザルの参加者資格として、受託事業者が契約期間内に販売(代金を自ら収受する行為)を行うことを前提としているのでしょうか。	本事業は、技術的助言等にとどまらず、販売面の実効的な支援を行うため、受託事業者の参加資格として、「自ら体験プログラムの予約・販売等を営む事業者であること」を求めるものです。なお、その事業形態について特段制約はありませんが、販路や販売力については、審査において個別具体的に評価することとしています。
8	仕様書、5 業務内容の欄の記載事項「取組を行う地域や場所、支援対象事業者については、県と受託事業者との協議により決定する」について現段階で候補地、候補対象者をあらかじめ想定しているのでしょうか。想定しているのであればご教示願いたいですが如何でしょうか。	No.2 と同様です。